

## 家屋の異動・変更の手続きについて

毎年1月1日時点で存在する家屋には、その所有者に対して固定資産税が課税されます。適正な課税を行なうため、家屋を新築または取り壊した場合、家屋の所有者が変更になった場合は手続きをお願いします。

**【新築したとき】** 税務課までご連絡ください。

**【取り壊したとき】** (1)登記されていない家屋の全部または一部を取り壊した場合は、「家屋滅失届出書」を税務課までご提出ください。(2)登記している家屋の全部または一部を取り壊した場合は、函館地方法務局にて取り壊し（滅失）の登記をしてください。

**【売買、相続等により所有者を変更したとき】** (1)登記されていない家屋の所有者を変更した場合は、「未登記家屋所有者名義人変更届」を税務課までご提出ください。(2)登記している家屋の所有者を変更した場合は、函館地方法務局にて所有者変更（所有権移転）の登記をしてください。

## 固定資産の現況調査にご協力ください

町では、固定資産税の適正な課税を行うため、土地・家屋の現況調査を実施しています。必要に応じて立ち入り調査をさせていただき、土地の利用状況や家屋の建築年などをお聞きする場合がありますので、調査にご協力をお願いします。なお、調査に伺う職員は身分証明書を携帯しています。

### ■お問い合わせ

税務課税務グループ ☎01392-2-3131

## 国民健康保険・後期高齢者医療の傷病手当金について

国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している被保険者の方が新型コロナウイルス感染症に感染（疑いを含む）した場合に、傷病手当金が支給される場合があります。

詳しい内容については、町民課住民グループまでお問い合わせください。

### ■対象となる方

- ・国民健康保険、または後期高齢者医療制度の被保険者
- ・給与等の支払いを受けている方
- ・感染症のため労務に服することができず、受け取ることができるはずであった給与等の全部または一部を受け取ることができない方

### ■支給対象期間

- ・令和4年6月30日まで
- ※支給対象期間は延長される場合があります

### ■支給額の計算方法

- ・直近3か月の給与収入合計額 ÷ 就労日数 × 3分の2 × 支給対象日数
- ※支給対象日は、療養のため労務に服することができなくなった日から起算して4日目から支給となります。また、1日当たりの支給額に上限があります。

### ■お問い合わせ

町民課住民グループ ☎01392-2-3131